

## とっとり県民参加の森づくり推進事業企画募集要領

### 1 趣旨

鳥取県では、森林環境保全税を活用し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための事業（とっとり県民参加の森づくり推進事業）を実施する団体等に支援を行なうことで、県民の方に森林・林業の体験学習（作業）等を通じて森林への理解を深めてもらい、森林づくりへの参加を促します。

この事業を実施していただく県内でボランティア活動などを実施している団体等及び小中学校等を対象として企画を募集します。

### 2 事業内容

事業区分、事業内容、応募できる団体、補助対象経費、補助率、補助金の額は別表のとおりとし、実施期間は補助金の交付決定の日から当該年度の3月31日までとします。

ただし、第1次募集分については、4の(3)の選定結果通知を受けた後、実施することが出来ます。この場合、補助金の交付決定後に支払いを行うものに限り補助対象とします。

### 3 応募の方法

#### (1) 提出書類

応募に必要な書類は「平成〇〇年度とっとり県民参加の森づくり推進事業企画書(様式第1号)」及び添付資料です（すべてA4版縦型の用紙を使用してください。）。

また、提出部数は1部です。

#### 【添付資料】

ア 企画書（様式第2号）

イ 団体の概要（様式第3号、別表第3欄の小中学校等以外の場合に添付）

ウ 学校の概要（様式第4号、別表第3欄の小中学校等の場合に添付）

エ 保全活動計画（様式第5号、別表第1欄の保全活動型の場合に添付）

オ 別表第3欄のNPO法人、団体にあつては団体の定款の写し又はこれに代わるもの（団体の組織活動を記載した書面（団体の目的、名称、事務所、役員に関する規程、社員の資格喪失に関する規程、組織の意思決定、資産の得喪に関する規定などの基本的事項が記載されたもの。））

カ 講師概要調書（様式第6号、県外講師の場合又は講師謝金が1万円を越える場合あるいは団体構成員を講師とする場合に添付）

キ 用具・器具等管理状況調書（様式第7号、用具・器具に類する消耗品を過去に本事業により購入したことがある場合に添付）

#### (2) 募集締め切り等

締切日は、（第1次）当該事業年度の前年度2月末日、（第2次）当該事業年度の5月末日、（第3次）当該事業年度の8月末日とします。

なお、締切日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は、同条例第2条の規定に基づき、県の休日の翌日をもって締切日とみなします。

また、時期毎に採択される補助事業費率は、当該年度事業予算額に対し、（第1次）5割、（第2次）4割、（第3次）1割程度となります。

#### (3) 提出先及び問い合わせ先

所管の鳥取県各地方事務所

事務所名	担当課
東部農林事務所八頭事務所	農林業振興課
中部総合事務所	農林局林業振興課
西部総合事務所	農林局農林業振興課
西部総合事務所日野振興センター	日野振興局農林業振興課

## 4 選定方法

### (1) 選定

提出された書類は、県民の方々に構成された鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、(2)の選定基準により選定します。

なお、具体的な選定基準は、評価委員会等で検討されます。

また、選定は3の(2)に記載する募集締切日毎の補助事業費枠程度とします。

### (2) 選定基準

審査基準として、以下のような事項を審査します。

#### ア 整合性

事業内容が事業の目的、趣旨に合致している。

#### イ 事業計画

(ア) 具体性……事業計画は具体性のある内容となっている。

(イ) 現実性……実行可能な方法、計画、予算で立案されている。

(ウ) 独創性……新鮮な発想や方法による計画であり、他であまり実施されていない内容である。

(エ) 効果……多くの県民に対して、森林の働きや、整備の必要性への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれる。

#### ウ 団体

(ア) 実行性……提案した事業を確実に遂行できる組織体制と運営基盤がある。

(イ) 自立性……経常的に行っている活動が自助努力による資金確保等でなされている。

(ウ) 公開性……組織運営や事業の公開・透明性が高い。

### (3) 選定結果の通知

評価委員会での選定結果は応募した各団体等に通知します。

## 5 補助金の交付申請

結果通知後、事業を実施する場合は、別途、補助金の交付申請が必要です。

## 6 事業の着手

事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとしませんが、2のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、あらかじめ、その理由を明記した交付決定前着手届を提出する必要があります。

なお、この場合において、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとします。

## 7 普及啓発

森林環境保全税を活用した事業であることを PR するため、事業の実施に当たり、森林づくり推進課のホームページに掲載しているパンフレット「森林環境保全税で豊かな森林づくり」を参加者に配布し、森林環境保全税の目的等を説明してください。また、本事業で森林整備、植樹等を行う場合は、森林環境保全税を活用した事業であることを説明する看板等を現地に設置してください。（看板の記載例：森林環境を保全し、森林を守り育てる意識を醸成するための「森林環境保全税」を活用しています。）

## 8 その他

本募集要領は予算成立の状況により内容が変更されることがあり、また事業については予算が成立しなかったときは交付決定を行いません。

### 附則

- 1 この改正は、平成20年4月11日から施行する。

### 附則

1 この改正は、平成21年5月12日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成24年3月19日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成25年2月20日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成25年3月28日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成27年1月27日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成28年1月22日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附則

1 この改正は、平成29年1月16日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表

1 事業区分	2 事業内容	3 応募できる団体	4 補助対象経費	5 補助率	6 補助金の額
<p>1 体験型</p> <p>多くの県民に対して森づくりへの参加を募るもの</p>	<p>森林整備及び森川海の繋がり の体験学習、源流森林の探訪、 森林教室及び学校林の育成等、 広く県民に森づくりへの参加を 促す森林体験等とします。</p> <p>また、次の要件をいずれも満た していることが必要です。</p> <p>(1) 県内で行うこと。 (2) 多くの県民に対して森づく りへの参加を募ること。</p> <p>ただし、事業実施主体が小中 学校等の場合は、この限りでは ありません。</p>	<p>原則として、次のいずれかの の団体とします。</p> <p>(1) 集落、自治会、町内会等 (2) NPO法人（特定非営利 活動促進法に規定する特定 非営利活動団体）及び非営 利活動を目的とした団体で、 団体の定款又は定款に代わ るものを有する団体。ただ し、次に掲げる団体は除く。</p> <p>ア 宗教活動や政治活動を主 たる目的とする団体。 イ 特定の公職者（候補者を 含む。）又は政党を推薦、支 持、反対することを目的と する団体。 ウ 暴力団又は暴力団員の統 制下にある団体。 エ その他、本事業の適正な 実施ができないと認められ る団体。</p> <p>(3) 森林組合等 (4) 小中学校等 (5) (1)～(3)で構成する 実行委員会等</p>	<p>講師謝金、講師旅費、 消耗品費、燃料費、食糧 費、通信運搬費、使用料 及び賃借料、印刷製本費、 開催広告料、傷害保険料、 賃金（会場周辺整備、イ ベント運営）、看板設置費、 振込手数料。</p> <p>各経費の詳細は別紙の とおりとします。</p>	<p>10 / 10</p>	<p>4 欄に掲げる補 助対象経費に5 欄 の補助率を乗じて 得た額から本補助 事業に伴う収入を 控除した額（交付 申請額は200千 円以上とし、小中 学校等が応募する 場合は50千円以 上とします。ただ し、1事業実施主 体に対する補助金 の額は、800千 円を限度としま す。）</p>
<p>2 保全活動型</p> <p>集落、団体等が 自ら実施するもの</p>	<p>集落、団体等が県内の貴重 な森林を3年間以上継続して 保全・整備する活動で、他の 模範となり県民への波及効果 が高いものとします。</p>				

## 補助対象経費の詳細について

- 1 講師謝金
  - ・ イベントにおいて指導的役割を担う講師（講師補助を含む。）への謝金です。
  - ・ 原則として講師は応募団体構成員以外とし、謝金の金額は1万円／1人・1日以内としてください。ただし、樹木医、森林インストラクター等森づくり活動に関する有資格者の応募団体構成員は講師とすることができます。
  - ・ 金額が1万円／1人・1日を越える場合、県外講師または応募団体構成員を講師とする場合は、講師概要調書（様式第6号）を提出してください。
- 2 講師旅費
  - ・ 原則として実費とし、公共交通機関の料金又は距離等の根拠を明確にして算定してください。
- 3 消耗品費
  - ・ 取得価格が5万円未満（税込）の物品に限ります。
  - ・ 数量は参加者が交代で使用する等必要最低限としてください。
  - ・ 事業実施主体が生産又は販売している物品を取得する場合は、販売価格ではなく、収益を含まない仕入単価としてください。
  - ・ 使用頻度が低く、リースする方が購入するより安価な場合はリースとし、使用料及び賃借料としてください。
  - ・ 事業区分が保全活動型で、刈払機やチェーンソー等使用頻度が高い場合は購入することができます。
  - ・ 用具・器具等を購入した後は、適正な管理を行い、以後の活動でも有効活用するとともに、過去に本補助事業により購入したことがある場合は、用具・器具等管理状況調書（様式第7号）を提出してください。
- 4 燃料費
  - ・ 予想される使用量と市場価格を基に算定してください。
- 5 食糧費
  - ・ イベント当日の参加者等の昼食の食材購入費に限り補助対象とし、500円／人を限度とします。ただし、講師の昼食のための弁当購入費は1,000円／人を限度として補助対象とします。
  - ・ ペットボトルや缶等で市販されているお茶等の飲料、菓子については補助対象外です。ただし、打ち合わせ茶菓代は補助対象です。
  - ・ なお、参加者募集時にお茶等は参加者自身が持参するよう周知をお願いします。
- 6 通信運搬費
  - ・ 電話代、FAX代、郵券代等について、使用履歴（発信日時、発信先、用件、使用時間等）を整理し、本事業で使用した金額を確認できる支出証ひょう書類が整備されたものが補助対象となります。
- 7 使用料及び賃借料
  - ・ 複数の業者から見積を徴収するなどし、適正な単価としてください。
  - ・ 事業実施主体が所有する機器、施設等を使用する場合は補助対象外です。
- 8 開催広告料
  - ・ 参加者が限定される場合は補助対象外です。（例：特定の小中学校等の生徒のみが参加する場合）
  - ・ 新聞等に広告を掲載する際に、本事業以外の内容が含まれる場合は、その部分の経費は補助対象外です。文字、使用面積等から補助事業に該当する経費を算出してください。
  - ・ 募集する人数規模や範囲を考慮し、効果的な広告を検討してください。
- 9 傷害保険料
  - ・ とっとり県民参加の森づくり推進事業の実施（イベント等の実施や事前準備等）に係るものに限り補助対象とし、団体等が当該事業以外の他の活動を含めて加入する傷害保険等は対象外とします。

## 10 賃金

- ・会場周辺の安全確保のための草刈りや施設・機器等の設営作業及びイベント当日の運営全般に必要な応募団体構成員以外のスタッフに要する賃金について補助対象となります。
- ・応募団体構成員への賃金は、会場整備など事前の準備は補助対象となりますが、当日の運営は補助対象外です。
- ・労務単価は公共工事設計労務単価を参照し、専門的な技術を要する作業は「普通作業員」、その他は「軽作業員」の労務単価を目安として、労働時間に応じた賃金としてください。

## 11 看板設置費

- ・植樹、森林整備を行う場合は、県民への普及啓発のため看板の設置をお願いします。なお、看板の作成・設置に要する経費について補助対象となります。

## 12 その他

- ・食糧や看板の材料については県産品の購入に努めてください。
- ・木工教室等物品を持ち帰ることができるイベントを開催する場合、その物品を製作するための資材費のみ補助対象とし、原則として既製品（木工キット等）の購入費は補助対象外とします。
- ・上記の場合、参加者全員が体験できるよう実施してください。ただし、大規模イベントの一部として実施する場合は定員を設けなければ補助対象となります。
- ・企画書の経費明細書で区分された経費の間で2割を越える金額の流用が必要となった場合は、所管する地方事務所に事前協議が必要です。

